

1 本計画の趣旨

現在の手賀沼は、農業などの水資源に利用されており、また、観光や人々の憩いの場として活用されるなど、とても重要な役割を果たしています。

しかしながら、かつてから現在にかけて、人口の増加や土地利用の変化、生態系の変化などにより、沼とその流域を取り巻く水環境は依然として厳しい状況です。

これらの諸課題に対処するためには、行政、住民、NPO、事業者等が、問題意識を共有し、水環境保全に係る各種施策を、総合的、計画的に推進する必要があります。

本計画では、各主体の役割分担を明確化し、「3つの視点」から、課題解決に向けた種々の取組を効果的に推進するものとします。

2 湖沼水質保全計画との関連性

本計画では、「湖沼水質保全計画」に掲げる長期ビジョンと整合を図りつつ、より具体的な「目指すべき姿」を関係者間で共有するものとし、定量的な数値目標については、「湖沼水質保全計画」への一元化を図ります。

また、計画の中期目標期間は定めず、水環境に係る状況の変化や「湖沼水質保全計画」の策定等に合わせて、必要に応じて計画内容の見直しを行うものとします。

「湖沼水質保全計画」における長期ビジョン

平成42年度（2030年度）までに、「かつて手賀沼とその流域にあった美しく豊かな環境の再生」及び「環境基準の達成」を目指す。

2つの計画を両輪とし、長期ビジョンの達成を目指す

手賀沼に係る湖沼水質保全計画

【主な特徴】

- ・「湖沼水質保全特別措置法」に基づく**法定計画**
- ・行政主体による総合的な水質保全対策の推進
- ・水質など定量的な数値目標の設定

手賀沼水循環回復行動計画（本計画）

【主な特徴】

- ・法令等に基づかない**任意計画**
- ・住民の自主的な行動、住民と行政との協働の一層の促進
- ・大量に繁茂する水生植物への対応など「生物生息環境の保全」の一層の充実